

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第27号

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（平成20年総社市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="248 983 752 1015"><u>支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則</u></p> <p data-bbox="208 1058 286 1090">（目的）</p> <p data-bbox="163 1094 1106 1417">第1条 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号。以下「法」という。）に基づく支援給付及び配偶者支援金に関する事務の取扱いについては、法、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令</u>（平成8年政令第18号）及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則</u>（平成6年厚生労働省令第63号）等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p data-bbox="1218 983 1805 1015"><u>中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則</u></p> <p data-bbox="1178 1058 1256 1090">（目的）</p> <p data-bbox="1133 1094 2076 1342">第1条 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号。以下「法」という。）に基づく支援給付に関する事務の取扱いについては、法、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令</u>（平成8年政令第18号）及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則</u>（平成6年厚生労働省令第63号）等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、<u>第30条、第31条、第33条から第37条の2まで</u>、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、<u>第78条の2第1項</u>、第80条及び第81条に規定する市長の支援給付の決定及び実施に関する権限又は法第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条から第28条まで、<u>第62条、第63条、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条</u>に規定する市長の配偶者支援金の決定及び実施に関する権限は、総社市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)にこれを委任する。</p> <p>(備付書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項(前項第5号及び第6号を除く。)</u>の規定は、<u>配偶者支援金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)</u>について準用する。</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第6条 <u>支援給付の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条第1項の書面は、様式第18号の1、第19号の1又は第20号の1によるものとする。</u></p> <p>2 <u>配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第26条第1項の書面は、様式第18号の2、第19号の2又は第20号の2によるものとする。</u></p> <p>(調査依頼票)</p> <p>第8条 保護法第29条の規定による調査の嘱託を行うときの調査依頼票は、<u>様式第22号の1又は第22号の2</u>によるものとする。</p> <p>(支援給付金品又は配偶者支援金の支給方法等)</p> <p>第11条 所長が被支援者等に対して支援給付金品を交付する場合には、出納員は当該被支援者等から<u>様式第18号の1</u>の書面(支援給付決</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、<u>第30条から第37条まで</u>、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第80条及び第81条に規定する市長の支援給付の決定及び実施に関する権限は、総社市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)にこれを委任する。</p> <p>(備付書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第6条 <u>保護法第24条第1項及び第5項、第25条第2項並びに第26条第1項の書面は、様式第18号、第19号又は第20号によるものとする。</u></p> <p>(調査依頼票)</p> <p>第8条 保護法第29条の規定による調査の嘱託を行うときの調査依頼票は、<u>様式第22号</u>によるものとする。</p> <p>(支援給付金品の支給方法等)</p> <p>第11条 所長が被支援者等に対して支援給付金品を交付する場合には、出納員は当該被支援者等から<u>様式第18号の書面(支援給付決定(変</u></p>

改正後	改正前
<p>定（変更）通知書）又はこれに代るものの提示を求めなければならない。 <u>2 前項の規定は、受給者について準用する。この場合において、前項中「支援給付金品」とあるのは、「配偶者支援金」と、「交付」とあるのは「支給」と、「様式第18号の1の書面（支援給付決定（変更）通知書）」とあるのは、「様式第18号の2の書面（配偶者支援金決定（変更）通知書）」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>更）通知書）又はこれに代るものの提示を求めなければならない。</p>
<p><u>様式第13号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第13号（第5条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第14号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第14号（第5条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第15号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第15号（第5条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第18号の1（第6条関係，第11条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第18号の1（第6条関係，第11条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第18号の2（第6条関係，第11条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第18号の2（第6条関係，第11条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第19号の1（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第19号（第6条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第19号の2（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	
<p><u>様式第20号の1（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第20号（第6条関係）</u> 略</p>
<p><u>様式第20号の2（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	

改正後	改正前
<u>様式第21号の1（第7条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第21号の1（第7条関係）</u> 略
<u>様式第22号の1（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第22号（第8条関係）</u> 略
<u>様式第22号の2（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	
<u>様式第23号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第23号（第9条関係）</u> 略
<u>様式第25号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第25号（第12条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

様式第13号（第5条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所										※実施機関等受付年月日
	人員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
支援給付申請世帯	1		中国残留邦人等本人							
	2		配偶者							
	3									
	4									
同居している世帯	1									※町村役場受付年月日
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときはその方の名前と住んでいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
支援給付を申請(変更申請)する理由										
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請(変更申請)します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする方との関係</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>総社市社会福祉事務所長 様</p>										

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は支援給付を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。
- 事実と違う申請をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

(別添1)

(表 面)

資 産 申 告 書

総社市社会福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名



現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所 有 者 氏 名	所 在 地	抵当権
			(2) 田 畑	有・無		
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無

建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間 【いずれか を○で囲 んで下 さい】	延面積	所 有 者 氏 名	所 在 地	抵当権
			(2) そ の 他	有・無		

2 現金・預貯金, 有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額	面	評 価 概 算 額

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

生 命 保 険	有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
	有・無			
そ の 他 の 保 険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
	有・無	使 用 未 使 用				
そ の 他 高 価 な も の	有・無	品 名				

4 負債(借金)

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ その他高価なものがあれば品名を記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2-1)

(表 面)

収 入 申 告 書

総社市社会福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名



年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前年12箇月分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合計欄							
必要経費(前月分)の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有・無	国民年金, 厚生年金, 恩給, 子ども手当, 児童手当, 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 雇用保険, 傷病手当金, その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入(前年12箇月分の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米, 野菜, 魚介 (もらったものを○で囲んで下さい)		

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

4 その他の収入(前年12箇月分の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財産収入 (土地, 家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1~4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12箇月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12箇月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2~5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2-2)

(表 面)

収 入 申 告 書

総社市社会福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名



年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前年12箇月分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合計欄							
必要経費 (前月分) の主な内容	①						
	②						

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有・無	国民年金, 厚生年金, 恩給, 子ども手当, 児童手当, 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 雇用保険, 傷病手当金, その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入(前年12箇月分の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
		円	
	仕送りによる収入		
	現物による収入	米, 野菜, 魚介 (もらったものを○で囲んで下さい)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

4 その他の収入(前年12箇月分の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無		内 容	収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財 産 収 入 (土地, 家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1~4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12箇月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12箇月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2~5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2-3)

(表 面)

収 入 申 告 書

総社市社会福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名



私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先 (会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 月 分
		収 入		
		必要経費①		
		収入日数		
		収 入		
		必要経費②		
		収入日数		
		収 入		
		必要経費③		
		収入日数		
必 要 経 費 (前 月 分) の 主 な 内 容	①			
	②			
	③			

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有・無	国民年金, 厚生年金, 恩給, 子ども手当, 児童手当, 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 雇用保険, 傷病手当金, その他()	収 入 額	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入(前年12箇月分の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米, 野菜, 魚介 (もらったものを○で囲んで下さい)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

4 その他の収入(前年12箇月分の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財産収入 (土地, 家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1~4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12箇月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12箇月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2~5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添3)

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名



総社市社会福祉事務所長 様

様式第14号（第5条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

下記のとおりであるから中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所

氏 名



総社市社会福祉事務所長 様

記

死者	氏 名			葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所		
葬祭予定日			年 月 日		
葬祭費	遺留金額	差引不足額	備考		

様式第15号（第5条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業所(雇主)



総社市社会福祉事務所長 様

次の通り証明します。

氏 名			(歳)	職 名	職 務 内 容
居住地				及 び	
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給 (日 分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			失 業 保 険 料	
	手 当				
	小 計 (イ)				小 計 (ロ)
差 引 支 給 額 (イ) - (ロ)			摘 要		
前2月の 手取額	月分	月分			
<p>(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意下さい。</p>					

様式第18号の1（第6条，第11条関係）

発 第 号

年 月 日

総社市社会福祉事務所長

印

様

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を，下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）
 円（事業者名 ）
 円（事業者名 ）
 ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，知事に対し審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお，裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても，裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，次の①から③までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定，決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

第 号
年 月 日

総社市社会福祉事務所長

印

様

配偶者支援金決定通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を，下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配偶者支援金の開始時期 年 月

2 配偶者支援金の決定額

決定額
円

3 配偶者支援金を決定した理由

4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に，知事に対し審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても，決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記 (2) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお，裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても，裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，次の①から③までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定，決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

第 号
年 月 日

総社市社会福祉事務所長



様

支援給付申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

第 号
年 月 日

総社市社会福祉事務所長



様

配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

第 号
年 月 日

総社市社会福祉事務所長



様

支 援 給 付 廃 止 決 定 通 知 書
停 止

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり

廃止 停止	したから通知する。
----------	-----------

記

- 1 廃止 した支援給付の種類
停止
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

総社市社会福祉事務所長



様

配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知する。

記

1 廃止する時期 年 月 日

2 理由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の1 (第7条関係)

年 月 日交付	検 診 命 令 書	年 月 日
交付第 号		

検査を受ける者の
居住地及び氏名

様

総社市社会福祉事務所長 印

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第5項の規定によって、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、支援給付の実施機関に相談して下さい。

様式第22号の1（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

(参考1)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条4項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2)

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定

める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 （略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 （略）

○ 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様

総社市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

配偶者支援金の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第15条第3項

前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

第14条第4項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 （略）

- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

様式第23号（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる甲さん(住所)は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して(受けて)いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。

(特記事項)

(担当者)

(参考1)

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条（略）

2・3（略）

4 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2)

○ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(参考3)

○ 民法（明治29年法律第89号）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(別紙)

扶 養 届 書

総社市社会福祉事務所長 様

住所

氏名

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援… 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から(又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号 — —)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由:)
援助の開始時期	年 月から(又は既に行っている)
援助の方法・程度	①金銭により毎月(年) 円送付しています。 ②物品により毎月(年) を 程度送付しています。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
上記のうち甲についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有・無	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 m ² (坪)	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)
(3) 負債の状況	有・無	負 債 の 内 容	返 済 月 (年) 額	返 済 の 終 了 予 定	
		住 宅 ロ ー ン	円		
		そ の 他 ()			
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済() ④その他()				
上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

様式第25号（第12条関係）

審査
再審査 請求書(正・副)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく 年 月 日付け第 号の
知 事 の 処分 について不服ですから、 審査
実施機関の長 の 裁決 再審査 を請求します。
市 長

年 月 日

請求人住所

氏名又は名称



受益者との関係

年齢

知 事
厚生労働大臣

様

- | |
|---------------------|
| 1 不服の趣旨及び理由 |
| 2 処分(裁決)を知った日 |
| 3 不服申立ての教示の有無及びその内容 |

実施機関 受 付	年 月 日	都道府県受付	年 月 日
-------------	-------	--------	-------